

令和3年10月20日

各社会教育施設長 様

生涯学習部長

基本的対策徹底期間における県立社会教育施設の対応について（通知）

このことについて、令和3年9月28日付け生涯学習部長通知により、緊急事態宣言解除に伴う県立社会教育施設の対応について通知したところです。本県では、緊急事態宣言解除後の10月1日から24日までをリバウンド防止措置期間として、段階的な緩和を行ってきたところですが、本日、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議が開催され、10月25日から11月30日までを基本的対策徹底期間と位置づけ、基本的な感染防止対策に取り組むこととなりました。これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」が改定され、県民利用施設については、基本的な感染防止対策を徹底した上で運営することとされました。

県教育委員会の対応としては、基本的な感染防止対策を徹底しながら、博物館・美術館は通常開館とし、図書館は開館時間を通常に戻すこととします。ただし、一定の人数を超えた場合、入場制限を行うことがあるものとします。

本県の新型コロナウイルスの感染状況はステージⅡの水準まで下がりましたが、日常の感染防止対策に努めるとともに、適切な施設運営につきましてよろしくお願い致します。

問合せ先

生涯学習課

調整グループ 栗原、比留間

電話 045(210)8337(直通)